◎新潟県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年２月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　阿弥陀瀬上条線

２　供用開始の区間

長岡市逆谷字椛沢614番３から同市逆谷字千保148番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年２月18日